

○国立大学法人筑波大学職務発明規程

〔平成16年4月1日〕  
〔法人規程第5号〕

改正 平成16年法人規程第11号  
平成16年法人規程第34号  
平成17年法人規程第6号  
平成20年法人規程第28号  
平成21年法人規程第32号  
平成26年法人規程第43号

国立大学法人筑波大学職務発明規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 届出及び出願（第4条－第9条）
- 第3章 補償金（第10条－第12条）
- 第4章 雑則（第13条・第14条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学知的財産規則（平成16年法人規則第12号。以下「知的財産規則」という。）第7条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の職員が行った発明等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用の範囲）

第2条 この法人規程において「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
  - (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
- 2 この法人規程において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、育成者権の対象となるものについては植物の新品種をいう。
- 3 この法人規程において「職務発明」とは、職員が行った発明等であって、その内容が法人の

業務の範囲に属し、かつ、当該発明等を行うに至った行為が法人における当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。

4 この法人規程において「発明者」とは、職員のうち職務発明を行った者をいう。

5 この法人規程において「実施」とは、特許法第2条第3項に規定する行為、実用新案法第2条第3項に規定する行為、種苗法第2条第4項に定める行為をいう。

(権利の承継)

第3条 職務発明であると認定された発明等に係る知的財産権は、法人がその権利を承継するものとする。ただし、学長が当該権利を承継する必要がないと認めたときは、この限りでない。

## 第2章 届出及び出願

(届出)

第4条 知的財産規則第4条第3項の法人規程で定める届出の手続は、発明等の内容、経過等を記載した別に定める届を所属長を経て学長に提出することにより、行うものとする。

(職務発明の認定及び承継の決定)

第5条 学長は、当該発明等の職務発明としての認定及び知的財産権の承継について、国際産学連携本部（国際産学連携本部規程（平成26年法人規程第46号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の審査結果に基づき決定を行い、その結果を発明者に理由を付して通知するものとする。

2 前項の通知は、前条に規定する届出のあった日から起算して14日以内にこれを行うものとする。

(譲渡書の提出)

第6条 発明者は、前条の規定により法人が発明等に係る知的財産権を承継する旨の通知を受けたときは、すみやかに別記様式の譲渡証書を学長に提出しなければならない。

(知的財産権の出願及び管理)

第7条 学長は、発明等に係る知的財産権を承継した後、速やかに知的財産権の出願等の手続を行い、適正に管理する。

(異議申立て)

第8条 発明者は、第5条第1項の決定に対し不服があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、学長に異議の申立てをすることができる。

2 学長は、前項の異議の申立てを受けたときは、国際産学連携本部にその審査を付託し、その審査結果に基づき申立てに対する決定を行い、その結果に理由を付して発明者に通知するものとする。

(制限行為)

第9条 発明者は、学長が職務発明でないと認定し、又は知的財産権を法人が承継しないと決定した後でなければ、知的財産権を第三者に譲渡してはならない。

### 第3章 補償金

(補償金の支払)

第10条 知的財産規則第6条第3項の補償金の種類は、第7条の出願により知的財産権が登録された場合において発明者から請求があったときに支払う登録補償金並びに知的財産権の実施又は処分により当該知的財産権の出願及び管理に要した経費を超える収入を得た場合において発明者から請求があったときに支払う実施補償金とする。

2 知的財産規則第6条第2項の法人の予算として配分を受けることができるのは、前項の実施補償金が支払われる場合に限るものとする。

3 知的財産規則第6条第2項の申出は、発明者が第12条第1項又は同条第2項の規定に該当することとなったときは、補償金への変更の申出があったものとみなす。

4 第1項の登録補償金及び実施補償金の額は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

(共同発明者に対する補償金)

第11条 登録補償金及び実施補償金(以下「補償金」という。)は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。

(転退職又は死亡の場合の補償金)

第12条 補償金を受ける権利は、当該権利を有する発明者が転職し、又は退職した後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

### 第4章 雑則

(秘密の保持)

第13条 発明者及び知的財産権の取扱いに関する事務に携わる者は、発明等の内容その他法人及び発明者の利害に関係ある事項について、秘密を守らなければならない。

(雑則)

第14条 この法人規程に定めるもののほか、職務発明に係る知的財産権の取扱いに関し必要な事項は、国際産学連携本部規程第4条に規定する国際産学連携本部長が別に定める。

### 附 則

1 この法人規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この法人規程施行の日前に学長に対し発明等の届出がされたものについては、この法人規程

第4条の規定により届出がされたものとみなす。

附 則（平16.4.22 法人規程11号）

この法人規程は、平成16年4月22日から施行する。

附 則（平16.5.27 法人規程34号）

この法人規程は、平成16年5月27日から施行する。

附 則（平17.2.24 法人規程6号）

この法人規程は、平成17年2月24日から施行する。

附 則（平20.3.31 法人規程28号）

この法人規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平21.5.28 法人規程32号）

- 1 この法人規程は、平成21年5月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学職務発  
明規程の規定は、同年4月1日から適用する。
- 2 この法人規程の適用の際現にある届等の様式については、当分の間、使用することができる。

附 則（平26.3.27 法人規程43号）

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

登録補償金支払表

| 区 分   | 国内出願   | 外国出願  |   |
|-------|--|---|---|
| 特許権   | 権利1件につき、7,500円に1請求項（特許請求の範囲に記載された1請求項をいう。）につき1,500円を加えた額 | 特許法に基づく出願をパリ条約による優先権主張の基礎とした外国における特許出願に係る特許権          | 権利1件につき、7,500円に1請求項（パリ条約による優先権主張の基礎とした特許出願の特許請求の範囲に記載された1請求項をいう。）につき1,500円を加えた額 |
|       |  | 特許法に基づく出願をパリ条約による優先権主張の基礎としていない外国における特許出願に係る特許権       | 権利1件につき、7,500円に1請求項（特許法に基づいて出願される場合において特許請求の範囲に記載されるべき1請求項をいう。）につき1,500円を加えた額   |
| 実用新案権 | 権利1件につき、2,500円に1請求項（特許請求の範囲に記載された1請求項をいう。）につき500円を加えた額   | 実用新案法に基づく出願をパリ条約による優先権主張の基礎とした外国における実用新案出願に係る実用新案権    | 権利1件につき、2,500円に1請求項（パリ条約による優先権主張の基礎とした特許出願の特許請求の範囲に記載された1請求項をいう。）につき500円を加えた額   |
|       |  | 実用新案法に基づく出願をパリ条約による優先権主張の基礎としていない外国における実用新案出願に係る実用新案権 | 権利1件につき、2,500円に1請求項（特許法に基づいて出願される場合において特許請求の範囲に記載されるべき1請求項をいう。）につき500円を加えた額     |
| 育成者権  | 1品種につき3,000円   | 1品種につき3,000円  |   |

(注) 1 表に掲げる額に法人の持分を乗じた額の補償金を支払うものとする。

2 特許出願が出願中に実用新案登録出願に変更されたときは考案の例により、実用新案登録出願が特許出願に変更されたときは発明の例によるものとする。

## 別表第2（第10条関係）

実施補償金支払表

| 収入実績      | 補償金の額                     |
|-----------|---------------------------|
| 1億円以下の金額  | 当該収入実績×100分の50            |
| 1億円を超える金額 | (当該収入実績－1億円)×100分の25＋5千万円 |

(注) 知的財産権の運用又は処分により毎年1月1日から12月31日までの間に法人に納入された収入実績の上表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額の範囲内で実施補償金を支払う。ただし、法人の収入実績が一時金又は一時払いの場合、法人の収入実績を契約年数で除し、算出された金額の次表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に契約年数を乗じた額の補償金を支払う。

別記様式（第6条関係）

譲 渡 証 書

平成 年 月 日

茨城県つくば市天王台1丁目1-1

国立大学法人筑波大学長 殿

住所(居所)

譲渡人

印

下記の発明等に関する知的財産権を国立大学法人筑波大学に譲渡します。

記

1 発明等の名称

○ ○ ○ ○